

『生駒市水道事業ビジョン(案)』に対するご意見を募集します

意見募集期間：令和3年1月13日(水)～令和3年2月12日(金)

生駒市の水道は、昭和6年4月に給水を開始して以降、大規模な宅地開発事業等による急激な人口の増加、市民の生活向上による水需要の増加に対応できるよう水道施設の拡張事業を行ってきました。

しかし、平成25年度をピークに人口が減少に転じ、節水機器の普及もあわせて今後も水需要の減少による給水収益の減少がさらに進むことが見込まれます。また、これまで整備された多くの水道施設や水道管が今後大量に更新の時期を迎えることや、地震等の災害から水道施設を守るための耐震化対策などの投資的経費の増加が見込まれ、水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増し、より効率的、安定的な経営が求められているところです。

厚生労働省では、全国的な給水人口や給水量の減少、大震災の経験を踏まえた危機管理の見直しなど、水道事業を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、平成25年3月に「水道ビジョン」を改定し「新水道ビジョン」が策定され、奈良県では、平成31年3月に県域水道一体化を目標とした「新県域水道ビジョン」が策定されました。

こうしたなか、生駒市では、平成22年5月に策定した「生駒市水道ビジョン」を改定し、厚生労働省及び奈良県の方針を踏まえ、「安全」、「強靱」、「持続」を基本目標にした「生駒市水道事業ビジョン」を策定しました。

この計画に対するご意見を募集します。

案件名	生駒市水道事業ビジョン(案)
案の公表場所	水道事業事務所(2階 総務課)、生駒市役所(3階 市政情報コーナー)、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTA はばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター(生駒セイセイビル内)、南コミュニティセンターせせらぎ、市ホームページ(http://www.city.ikoma.lg.jp/)
募集期間	令和3年1月13日(水)～令和3年2月12日(金)
意見を提出できる方	1 市内に住所を有する者 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 市内に存する学校に在学する者 5 当該案件に利害関係を有する者
意見の提出方法	別紙の「意見・情報提出書」(別の様式でも可能です)に、 ① 案件名、② 住所、③ 氏名、 ④ 『生駒市水道事業ビジョン(案)』へのご意見を明記のうえ、 ① 窓口へ持参、② 郵送、③ ファクス、④ 市ホームページのいずれかで、上下水道部総務課までご提出ください。 ※ 電話によるご意見には対応することはできません。
提出先	【持参】 生駒市水道事業事務所 総務課(2階) 平日 8:30～17:15 【郵送】 〒630-0122 生駒市真弓2-13-1 生駒市上下水道部総務課 宛 【ファクス】 0743-79-0596
いただいたご意見への対応	・ 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を、上記公表場所と市ホームページで公表します。 ・ 提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。